

令和2年6月5日

高松市長 大西秀人 殿

高松市香川地区地域審議会
会長 佐藤博美



合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見について

向暑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和2年5月8日付、高地振第56号で依頼のありました標記の件について、別紙のとおり当地域審議会の意見を提出いたしますので、合併地区のまちづくりに係る実施事業の調整に、当該意見等を反映していただきますようお願い申し上げます。

合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見について

地区名：香川地区

番号	項目	意見の内容
1	りんくうスポーツ公園の更なる整備について	<p>りんくうスポーツ公園については、利用者の利便性や安全性の向上を図るために、管理棟の整備や施設管理人の常駐などについて、早期に検討・整備されるよう要望します。また、この施設をスポーツ競技団体のみが使用するだけでなく、広く一般市民が利用し易いように、健康増進などを目的とした器具等の整備についても検討をお願いしたい。</p>
2	伝統文化の保存継承について	<p>高松市の貴重な民俗文化財である「ひょうげ祭り」や、農村歌舞伎「祇園座」の保存活動及び後継者育成に対し、引き続き積極的な支援を要望します。</p> <p>そして、高松市の代表的な文化財として、県内及び他県自治体との交流事業にも積極的に関わっているため、今後とも市のホームページや広報紙等への掲載、報道機関への情報提供、インターネット等を利用した全世界への情報発信などについても引き続きお願いしたい。</p> <p>また、「大禹謨碑関連事業」については、大野校区に於いて、大野ふれあい公園東入口に、来場者に向けて「西嶋八兵衛と大禹謨碑」を紹介する顕彰板を設置（令和2年3月）しました。ついては、当該事業を継続実施するため、今後とも事業展開への支援をお願いするとともに、大禹謨碑関連の文献資料等の現在の収集状況についてもお示し願いたい。</p>
3	「高松市立みんなの病院」の地域保健活動等への参加の継続について	<p>「高松市立みんなの病院」開院後も、香川診療所時代と同様に、香川地区3校区（大野・浅野・川東）の保健委員会などが地域の各種イベントで開催する健康教室や骨密度測定などに、病院のスタッフの方には参加していただいている。「みんなの病院」が地域医療の要として更なる発展を遂げるためにも、また、香川地区の保健活動の活性化のためにも、今後とも、こうした地域の保健活動等への参加を継続していただくようお願いしたい。</p>
4	香川地域保健活動センターの有効活用と幼児健診受診施設の整備について	<p>香川地域保健活動センターの令和3年度以降の利用形態については、「利活用の現状及び地域からの利用形態の実績を踏まえ、ファシリティマネジメント推進室と連携・協議しながら、適切に対応する」と示されていますが、現在もセンターで実施されている「食生活改善推進協議会事業」の活動などは、地域の保健・福祉の増進に寄与する重要な活動であるため、令和3年度以降も、現在の利用形態が継続できるよう要望します。</p> <p>また、中部総合センター（仮称）においては、保健・福祉サービスの、更なる向上を図るために、その施設内に健診室や相談室等の健診機能を有する保健センターを整備すると示されていますが、その内容について、お示し願いたい。</p>

合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見について

地区名：香川地区

番号	項目	意見の内容
5	市道の整備について	<p>建設計画搭載路線のうち、次の未整備路線について早急に整備されるよう要望します。</p> <p>①市道向坂宮下線の早期整備 高松市南部地域のまちづくりを担う大変重要な路線であることを十分認識いただき、今後とも、土地所有者ほか地元関係者の同意、合意形成がなされ、正式な要望書が提出されれば、高松市生活道路整備審議会に諮り、直ちに道路の規格、法線などを定め、県道三木綾川線までの延長整備事業を早期に計画・立案されたい。</p> <p>②市道山下横岡線等の早期整備 市道山下横岡線の拡幅整備については、「市道下川原北線の整備後の交通量や流動等を検証した上で、拡幅の必要性を検討したい。」とのことであるが、交通量も増加傾向にある上、通学路にもなっていることから、通行者の事故を未然に防止するためにも、市道下川原北線の日も早い完成に努めていただき、併せて、市道山下横岡線の拡幅整備を早期に計画・立案されたい。 また、市道八王子線については、市道山下横岡線と同様、通学路となっていることから、地域住民から整備要望が強い路線であるので、地元関係者の協議が整い次第、早期整備をお願いしたい。</p> <p>さらに、その他の路線についても、早期整備が図られるよう適切に対処されたい。</p>
6	川東体育館・香川庭球場の跡地利用について	<p>川東体育館は、令和元年度末で廃止となり、その跡地利用については、かねてより本審議会が要望してきた公園の整備を、隣接する香川庭球場の跡地利用も含めてお願いしたい。</p> <p>川東地区の中心地にある身近な公園になり、地域住民の健康増進・憩いの場として、また、災害時の避難場所としても大変有用であると思います。</p> <p>また、公園整備に当たっては、より安全で利便性を兼ね備えた公園になるよう、隣接する旧川東コミュニティセンターと老朽化が進んでいる川東児童館の今後の在り方についても一体的に検討して進めていただきたい。</p> <p>本件の現状と今後の見通しをお示し願いたい。</p>
7	浅野こども園について	<p>浅野こども園の整備・開園に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月にこども園として開園予定の現浅野保育所の整備状況 ・園児数の増加に対応する駐車場の整備について ・浅野幼稚園の閉園に伴う跡地利用について <p>以上の点について、現在の状況をお示し願いたい。</p>

合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見について

地区名：香川地区

番号	項目	意見の内容
8	「地域審議会設置期間満了後の地域のまちづくりについて協議する場」について	<p>2006年1月10日、高松市と香川町の合併により、高松市香川支所が開設され、同日、浅野・大野・川東3地域に居住する15名の委員によって構成される、高松市香川地区地域審議会が設置された。当初の設置期間は10年とするものであった。</p> <p>高松市と、旧香川町との間で取り決めた「建設計画」の執行状況や変更、その他の時宜をとらえた、まちづくりに関する事項につき、高松市長より諮問された事項を審議して答申し、また、高松市長に意見・要望を提出する権限を持った組織である。</p> <p>その後、設置期間は5年延長された。3地域全体のまちづくりを高松市香川地区地域審議会では協議できるのは、2021年の3月末までとされ、その後は、香川3地域のまちづくりを協議する場合は、高松市香川地区地域審議会の解消によって3地域のそれぞれの地域に移行することとなる。</p> <p>さて、地域審議会設置期間満了後の高松市と地域を代表する担当機関や組織としてどの機関や組織が担っていくべきか、の問題がある。</p> <p>現実として、合併後現在までに各地域はそれぞれ固有の問題意識や課題を有し、各地域の特色特性を活かしながら、3地域3様の独自のまちづくりに邁進してきた。今や3地域の全ての組織形態が、同一の態様であろうとすることは無理であります。</p> <p>この背景には、全国に誇るべき、「高松市自治基本条例」の制定設置がある。この条例の条文中に、地域のまちづくりは、地域のコミュニティ協議会が担う。と規定されており、明確にコミュニティ協議会の設置目的と権限が規定されている。</p> <p>コミュニティ協議会は、その地域のあらゆる団体や個人を包含した組織で、自治会住民、衛生組合員、保健委員、社会福祉団体、学校等教育関係団体やその他、その地域固有の団体や人員で構成される組織であります。</p> <p>コミュニティ協議会内の各組織や団体が、行政の担当課で各組織や団体に関して協議できることは勿論であるが、こと、まちづくりに関しては、コミュニティ協議会を差し置いて他には権限のある組織はない。このように信頼できて、しかも責任ある組織であります。地域住民はまちづくりに積極的に参加して、地域とコミュニティ協議会の発展強化に寄与しなければならない、と思慮します。</p>